



青森県報

第二千八十二号

平成十四年十月四日(金曜日)

目次

告 示

家畜商講習会の開催	………	(畜産課)	…一
保安林の指定予定	………	(林政課)	…二
右	………	(同)	…二
右	………	(同)	…二
右	………	(同)	…二
右	………	(同)	…三

公 告

土地区画整理組合の定款変更の認可	………	(都市計画課)	…三
出先機関	………		…三
土地改良区の役員の就任	………	(農林水産事務)	…三
土地改良区の役員の就任及び退任	………	(農林水産事務)	…四
公安委員会	………	(生活安全課)	…五
型式の検定適合遊技機	………	(生活安全課)	…五
収用委員会	………		…五
公示による通知	………	(監理課)	…六
右	………	(同)	…六

告 示

青森県告示第四百七十一号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の二第一項の規定により公示する。

平成十四年十月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 開催日時

平成十四年十一月二十日午前九時から同月二十一日午後五時まで

二 開催場所

青森県観光物産館 青森市安方二丁目一の四〇

三 講習科目及び時間数

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
- 四 受講手続

受講希望者は、受講願書に三千四百円相当の青森県証紙(特定の事項に係る講習の免除を受けた者にあつては、免除時間に百六十円を乗じて得た額を控除した額とする。)、写真(願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチ

メートル、横三センチメートルとする。)及び住民票の写し(願書提出前三か月以内に交付をつけたもの)を添付して、平成十四年十一月六日までに管轄の地方農林水産事務所畜産担当課に提出すること。

五 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各地方農林水産事務所及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。
- 2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- 3 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は各地方農林水産事務所に問い合わせること。

青森県告示第四百七十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年十月四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林予定森林の所在場所
十和田市大字深持字若狭一六八の四八
- 二 保安林指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百七十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年十月四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林予定森林の所在場所
南津軽郡浪岡町大字大釈迦字沢田二二三の八(次の図に示す部分に限る。)、二二三の一一
- 二 保安林指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び浪岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百七十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年十月四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林予定森林の所在場所
上北郡東北町字大平一の一五、一の二七三

二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百七十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡三戸町大字蛇沼字日向四一、五八の一、七二

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地区画整理組合の定款変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、弘前市安原第二土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 組合の名称

弘前市安原第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十一年八月十六日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

弘前市大字清水字上広野、同大字字下広野、大字広野二丁目、大字清水四丁目、大字安原三丁目及び大字清水森字村元の各一部

四 事務所の所在地

弘前市大字清水四丁目九番地五

五 設立認可の年月日

平成十一年八月六日

六 変更認可の年月日

平成十四年九月二十七日

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅

瀬石川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年十月四日

中南方農林水産事務所長 小野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	齋藤 公郎	南津軽郡平賀町大字町居字山元一四〇	平成十四・八・三〇

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年十月四日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	丸井 彪	十和田市西十一番町四の一四	平成十四・九・五就任
"	熊野 清市	上北郡百石町一川目一丁目七三の一五九	"
"	佐々木廣雄	十和田市穂並町九の八	"
"	山端 哲夫	大字三本木字間遠地一〇八	"
"	古里 政夫	上北郡六戸町大字折茂字今熊五の二	"
"	桜田 馨	十和田市元町東一丁目二の一	"
"	野月 忠見	大字洞内字杉ノ沢二〇の一	"
"	中野渡一郎	大字深持字小橋二の二	"
"	中川原誠一	大字三本木字中撤七五の一	"
"	白山 勲	大字相坂字白上一一一	"
"	山崎 誠一	元町西二丁目六の四〇	"

立崎 義美	大字立崎字立崎二七	"
大坂 吉光	大字八斗沢字八斗沢一〇八	"
中野 卓	字家ノ下六二八	"
角田 三茂	上北郡六戸町大字大落瀬字坪毛沢九七四	"
上久保新一	下田町字浜道四	"
竹ヶ原 勝太郎	百石町二丁目四丁目七三の二九五	"
佐々木 勉	三沢市大字三沢字大津五八の二二六	"
瀬川 壽造	上北郡上北町大字大浦字上久保一一の二	"
根岸 金雄	三沢市下久保三丁目一の六	"
沼田五三郎	上北郡六戸町大字大落瀬字七百五五の一七二	"
山崎 宏	十和田市大字三本木字北平九九の六	"
丸井 彪	西十一番町四の一四	"
熊野 清市	上北郡百石町一川目一丁目七三の一五九	"
佐々木廣雄	十和田市穂並町九の八	"
山端 哲夫	大字三本木字間遠地一〇八	"
山本 繁喜	上北郡六戸町大字大落瀬字通目木五〇	"
桜田 馨	十和田市元町東一丁目二の一	"
紺野 辰男	東十三番町四七の三八	"
中野渡一郎	大字深持字小橋二の二	"
中川原誠一	大字三本木字中撤七五の一	"
白山 勲	大字相坂字白上一一一	"
山崎 誠一	元町西二丁目六の四〇	"
立崎 義美	大字立崎字立崎二七	"
大坂 吉光	大字八斗沢字八斗沢一〇八	"
竹ヶ原 茂	大字相坂字相坂一一二	"
古里 政夫	上北郡六戸町大字折茂字今熊五の二	"
上久保新一	下田町字浜道四	"

一四・九 退任

竹ヶ原 勝太郎	〃	〃	〃	〃	〃
百石町二川目四丁目七三の二九五	〃	〃	〃	〃	〃
三沢市岡三沢四丁目一	〃	〃	〃	〃	〃
上北郡上北町大字大浦字観音沢三の一	〃	〃	〃	〃	〃
三沢市下久保三丁目一の六	〃	〃	〃	〃	〃
上北郡六戸町大字犬落瀬字七百五五の一七二	〃	〃	〃	〃	〃
十和田市大字三本木字北平九九の六	〃	〃	〃	〃	〃

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年十月四日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRそれ打て雀士東場G	タイヨーエレクトク株式会社
〃	CRホットギミックJ A	奥村遊機株式会社
〃	CRホットギミックJ B	〃
〃	CRにゃんにゃんドリームA	株式会社藤商事

〃	CRクレイジーモンスターズG	株式会社ソフィア
〃	CRクレイジーモンスターズV	〃
〃	CRびよびよパークGS	〃
〃	CRお江戸でこじやるLA	株式会社ニユーギン
回胴式遊技機	ザクザクセンリョウバコX	山佐株式会社
〃	クレイジーシャーマンR	〃
〃	バイキングセブン	高砂電器産業株式会社
〃	フェニックス・30	〃

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十四年十月四日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別紙のとおり

三 通知すべき書類の保管場所
青森県国土整備部監理課内

四 その他

一 の書類は、平成十四年十月十八日をもって通知があったものとみなされます。
別紙

土地の所在	氏名	住 所
青森県南津軽郡尾上町大字高木字松元160番	山口喜八郎	青森県青森市千刈1丁目19番3号 JRアパート19-306号

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確知することができないので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成十四年十月四日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別紙のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県国土整備部監理課内
- 四 その他
一 の書類は、平成十四年十月二十五日をもって通知があったものとみなされます。

別紙

土地の所在	氏名	住 所
青森県青森市大字妙字花生9番4	堀込 猛博 泉山 勝美	不明 ただし、住民票（除票）記載の住所 青森県八戸市大字大久保字小久保平26番地4
青森県青森市大字妙字花生9番5	堀込 猛博 泉山 勝美 服部キョウ	不明 ただし、住民票（除票）記載の住所 東京都台東区日本堤2丁目28番7号
	服部キョウ	不明 ただし、戸籍の附票（除票）記載の住所 青森県八戸市大字新井田字石佛1番地の1

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭